

移動支援について（概要説明）

－令和２年４月改正版－

1 対象者

移動に著しい困難があり、かつ次のいずれかに該当する人

- (1) 視覚・聴覚障がい、又は全身性障がい（上肢１級かつ下肢１級〔体幹機能障がい１級〕の障がい）があり、身体障害者手帳の交付を受けている。
※視覚障がいの方はやむを得ず同行援護サービスを受けられない場合に限りです。
- (2) 愛の手帳、又は療育手帳の交付を受けている。
- (3) 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質等の精神疾患を有する。

2 サービス内容

- (1) 社会生活上不可欠な外出（冠婚葬祭や官公庁等の諸手続きなど）
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出
（食事等を含む散歩、買物、美術館、博物館等、講習会等、映画、観劇、コンサート、カラオケ、スポーツ観戦、祭り、花火大会等）
- (3) サービス利用時の急病・怪我などによる突発的な通院（通院介助が支給されていない方のみ。また、介護保険対象者の方は、担当のケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。）
- (4) 短期入所施設及び緊急一時保護施設への送迎（施設での送迎手段がある場合には、そちらが優先になります。）

【ご注意】

- ※ 小学生の外出範囲は、保護者の同意に基づき、１日８時間以内で往復できる範囲です。
- ※ 通所、日中一時などの通年かつ長期間の外出、水泳、登山、ジョギング等スポーツの支援、身体介護のない人（移動B）で食事のみを目的とする外出、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、ギャンブル等の社会通念上適当でない外出は、移動支援サービス対象外（自費対応）となります。詳細についてはお問合せください。
- ※ １日の利用時間はおおむね８時間以内にしてください。
- ※ 短期入所施設及び緊急一時保護施設利用中は、移動支援の利用はできません。
- ※ 移動支援の他に、自宅と学校間の送迎を行う「通学支援」及び自宅と就労継続支援B型事業所間の送迎を行う「通所支援」というサービスがあります。詳しくはお問合せください。

3 利用時間

１か月につき、２５時間まで。（一人暮らし、全身性障がいの場合はそれぞれ１０時間加算します。視覚障がいの方は１５時間加算します。利用時間数は決定通知書や受給者証に記載されています。）

※ 支給期間内総時間数（月当り支給時間×支給期間内の月数）の範囲内で、月の支給量の２倍まで使うことができます。

【例】年間３００時間（月２５時間×支給期間１２月）の場合 → 年間３００時間を超えなければ月５０時間まで利用できます。

4 利用者が負担する料金（目安）と上限額

移動支援サービスに要する料金は、車いす利用または行動障がいが多い等の理由で常時見守り支援が必要な人（身体介護ありまたは移動A）では日中1時間4,614円、左記以外の人（身体介護なしまたは移動B）では日中1時間2,262円です。いずれも30分単位で金額が変わります。また、時間帯により加算が発生します。

※ 令和2年4月時点の金額です。金額が改正される場合があります。

利用者が実際に負担する料金は収入に応じて以下のとおりです。

※ 負担額は決定通知書や受給者証に記載されているので、ご確認ください。

- ・生活保護世帯：無料
- ・区民税非課税世帯：無料
- ・区民税課税世帯：10パーセント

（日中1時間あたり、身体介護ありまたは移動A 461円、身体介護なしまたは移動B 226円）

※ 外出時にかかる交通費や入場料等は、ヘルパーの分を含めて利用者の実費負担となります。事前に事業者にご確認ください。

居宅介護や短期入所などの障がい福祉サービスを併給されている場合の利用者負担は、それらの利用者負担額と合算します。移動支援費と障がい福祉サービスの利用者負担額の合計額が利用者負担月額上限額を超えた場合、後日超えた額を返還します。

また、移動支援サービスで2か所以上の業者をご利用になる場合も、各事業者利用者負担額を一旦お支払いいただいた後、合計額が利用者負担月額上限額を超えた場合、後日超えた額を返還します。

※ 利用者負担月額上限額は決定通知書や受給者証に記載されています。

【例】利用者負担上限月額が9,300円の方の場合

移動支援の利用者負担額3,360円 障がい福祉サービスの利用者負担額9,000円 合計12,360円であったとき、利用者負担月額上限額9,300円を超えた3,060円をお返しします。

なお、返還金につきましては毎年1回、前年度分を計算し該当の方へ通知致します。実際のサービス利用から入金まで1年以上かかることもございます。

5 契約事業者

渋谷区に登録した事業所と契約をお願いします。区のHP上で登録事業所の一覧を掲載していますので、その中の事業所と契約をしてください。その際、具体的なサービス内容を事業所と相談・打合せをしてください。利用したい事業所が一覧にない場合は、下記へご連絡ください。

問合せ先

渋谷区 障がい者福祉課 経理係 渋谷区宇田川町1-1（本庁舎2階）
直通電話 03(3463)1936 FAX 03(5458)4935